

【議案第56号】 契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)

○飯塚市新体育館等建設工事

- ・契約金額 2,845,700,000円
- ・受注者 安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区大名一丁目8番10号
株式会社 安藤・間 九州支店
常務執行役員支店長 大西 亮

(関係法令) 地方自治法 第96条第1項第5号
飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条

【議案第57号】 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)

○飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事

- ・契約金額 482,149,800円
- ・受注者 嘉穂・昌栄特定建設工事共同企業体
代表者 飯塚市大分567番地
株式会社 嘉穂製作所
代表取締役 植村 一雄

(関係法令) 地方自治法 第96条第1項第5号
飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条

【議案第58号】 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)

○飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事

- ・契約金額 232,661,000円
- ・受注者 平山・福岡特定建設工事共同企業体
代表者 飯塚市潤野1115番地4
株式会社 平山設備
代表取締役 平山 賢徳

(関係法令) 地方自治法 第96条第1項第5号
飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条

【議案第64号】 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

専決第9号(令和2年3月31日専決)

○地方税法等の改正に伴う所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、関係規定を整備するもの

○(主な改正内容)

固定資産関係

- ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対する氏名・住所等必要事項の申告の制度化
- ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなす制度の拡大

○令和2年4月1日から施行

【議案第65号】 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

専決第16号(令和2年4月30日専決)

- 地方税法等の改正に伴う新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、関係規定を整備するもの
- (主な改正内容)
 - ・市税の徴収猶予の特例措置
 - ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置
 - ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- 公布の日から施行

【議案第66号】 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

専決第10号(令和2年3月31日専決)

- 地方税法施行令の改正に伴うもの
 - ・賦課限度額の引上げ
 - 医療保険分 61万円 → 63万円
 - 介護納付金分 16万円 → 17万円
 - ・均等割・平等割の減額対象範囲の拡大
 - 対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる金額を引上げ
 - 5割軽減 被保険者1人につき 28万円→28.5万円
 - 2割軽減 被保険者1人につき 51万円→52万円
- 令和2年4月1日から施行

【議案第67号】 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

専決第15号(令和2年4月30日専決)

- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けているものに対する傷病手当金の支給に関する規定を整備するもの
- 公布の日から施行

【議案第68号】 専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

専決第11号(令和2年3月31日専決)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するもの

○(主な改正内容)

- ・補償基礎額の改定

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440(12,400)	13,320(13,300)	14,200(14,200)
分団長及び副分団長	10,670(10,600)	11,550(11,500)	12,440(12,400)
部長、班長及び団員	8,900(8,800)	9,790(9,700)	10,670(10,600)

※括弧内書は現行の補償基礎額

- ・法定利率の改正

「100分の5」→「事故発生日における法定利率」

○令和2年4月1日から施行

【報告第7号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第8号(令和2年3月23日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 336,257円(修理費用額336,257円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和2年2月18日(火)午前3時頃
- ・発生場所 飯塚市平恒地内
- ・事故の状況 市道片島・平恒線を走行中、市道敷きに生えている竹が強風により突然倒れかかり、相手方の車両と衝突し、車両前方のフロントバンパー、フロントグリル、ボンネット、屋根等を破損、損傷させたもの